

愛知県港湾管理条例（昭和 29 年愛知県条例第 44 号）第 11 条の 2 第 4 項の規定に基づき、令和 4 年 12 月 11 日以降の利用から適用される豊橋コンテナターミナル内の港湾施設の利用料金の額を次のように変更することを承認した。

令和 4 年 1 月 10 日

愛知県知事 大 村 秀 章

承認した変更後の豊橋コンテナターミナル内の港湾施設の利用料金の額

港湾施設	区分（名称・位置）			単位	使用料の額 （単位円）	使用料料金の 減額等の条件
軌道走行式 荷役機械	ロープトロリ式橋形クレーン 1 号（神野埠頭 7 号岸壁）			1 時間につき	65,400	コンテナ航路の新規開設に伴う場合は、初入港時から 1 年間、左記の申請額から 30%減額する。
	ロープトロリ式橋形クレーン 2 号（神野埠頭 8 号岸壁）			1 時間につき	60,500	
荷さばき地	神野埠頭 7 号岸壁背後			1 平方メートル 1 日につき	5.48	
	神野埠頭 8 号岸壁背後			1 平方メートル 1 日につき	3.65	一般貨物（コンテナ貨物以外の貨物をいう。）利用の料金は 4.98 円とする。
野積場	一般利用 の場合		特級	1 平方メートル 1 日につき	8.88	
		神野埠頭 7 号岸壁背後 （24・25 号野積場を除く）	一級	1 平方メートル 1 日につき	5.48	
		神野埠頭 8 号岸壁背後 及び 24・25 号野積場	一級	1 平方メートル 1 日につき	3.65	8 号岸壁背後の野積場における一般貨物（コンテナ貨物以外の貨物をいう）利用の料金は 4.98 円とする。
			二級	1 平方メートル 1 日につき	4.25	
	専用利用 の場合		特級	1 平方メートル 1 月につき	133.27	
		神野埠頭 7 号岸壁背後 （24・25 号野積場を除く）	一級	1 平方メートル 1 月につき	82.28	
		神野埠頭 8 号岸壁背後 及び 24・25 号野積場	一級	1 平方メートル 1 月につき	54.85	8 号岸壁背後の野積場における一般貨物（コンテナ貨物以外の貨物をいう）利用の料金は 74.8 円とする。
			二級	1 平方メートル 1 月につき	63.78	

備考

- 一 利用料金の額を算定する場合において、この表に定める単位に満たないもの又は単位未満の端数があるときは、その単位に満たない部分又は端数は、それぞれ一単位とみなして計算する。
- 二 野積場の利用における特級とは、知事が指定する舗装野積場をいい、一級とは、特級以外の舗装野積場をいい、二級とは、特級及び一級以外の野積場をいう。

野積場内の冷凍コンテナ用コンセント使用の実費の額

実費の額は、次の表に定めるところに従って計算して得た額とする。

区 分	単 位	実費の額（単位円）
冷凍コンテナ用コンセント	冷凍コンテナ 1 個 1 時間につき	131

備考 実費の額を算定する場合において、この表に定める単位に満たないもの又は単位未満の端数があるときは、その単位に満たない部分又は端数は、それぞれ一単位とみなして計算する。